事業系一般廃棄物処分手数料の改正について

- 1. 審議会後の経過
 - ・町民コメント制度の活用

平成31年1月4日(金)~2月4日(月)町ホームページに掲載

意見:2件(別紙1)

・例規審査会での審査

2月5日(火)

庁内職員による改正条例案の審査

- 議会全員協議会での説明
 - 2月22日(金)
 - 3月定例会に提案する改正条例案の説明
- ・代表区長会議での説明
 - 2月22日(金)
 - 3月定例会に提案する改正条例案の説明
- ・3月議会定例会への提案、審議、採決
 - 3月1日(金)~3月14日(木)

改正条例案の提案(別紙2)

文教厚生常任委員会での審議

改正条例案を可決(14日)

- ・記者クラブへの投げ込み
 - 3月14日(木)
- 2. 改正の内容
 - ①「事業活動に伴って生じた1日70キログラムを超える一般廃棄物」

「事業活動に伴って生じた

一般廃棄物し

②「10キログラムにつき 200円」

 \downarrow

「10 キログラムにつき 250 円」

③「10キログラム未満の端数があるときはこれを四捨五入とする。」

 \downarrow

「0 キログラムを超え 10 キログラム未満のときは、これを切り上げるものとし、 10 キログラムを超えるときは、10 キログラム未満の端数は、これを四捨五入とする。」

- 3. 今後の予定
 - ・広報かわじま、ホームページなどの情報媒体による周知
 - ・事業系ごみ減量化の手引きの作成
 - ・許可業者、事業所等への説明会の開催
 - ・10/1 施行に向けての事務処理の準備
 - ・10/1 改正手数料の施行

「川島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(案)」に関する意見等の 募集結果について

□提出期間 平成31年1月4日~2月4日

□意見の募集結果 提出者数 2名 提出件数 2件

□意見提出方法の内訳 電子メール 2件 郵便 0件 ファクシミリ 0件

書面による提出 0件

□担当課 町民生活課

□意見の概要と町の考え方

| 意見の概要 | 町の考え方 | 修正の |
|-------------------|---------------------|-----|
| | (修正がある場合は修正内容) | 有無 |
| 今回の改正に賛同します。家庭ごみ | 事業系ごみはもちろん、家庭ごみにつ | 無 |
| についても見直しが必要ではない | いてもごみ処理の意識を変えてもらう | |
| でしょうか。こちらについても有料 | ことが大事であると考えます。家庭系 | |
| にしないと事業者が家庭用ごみ置 | ごみの見直しについては、来年度、検討 | |
| き場に出すようになるのではない | していく予定です。 | |
| でしょうか。 | | |
| 改正案の(2)10kg未満の端数が | 今回の見直しは、ご意見のとおりの改 | 無 |
| ある時はこれを四捨五入しとある | 正内容にする考えです。(0kgから10 | |
| が、10kg未満でも手数料は取るべ | kgまでの端数は切り上げて10kgに | |
| きかと。 | し、10キログラムを超えた10kg未 | |
| | 満の端数は四捨五入する)。ただし、条 | |
| | 例案については誤解を招くことのない | |
| | よう修正します。 | |